

広島県告示第1088号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第13条ノ2第1項の規定によって、公有水面埋立てに係る埋立地の用途の変更を次のとおり許可した。

令和5年9月14日

広島港港湾管理者 広島県

代表者 広島県知事 湯 崎 英 彦

1 変更の許可の年月日

令和4年10月19日

2 申請者の名称及び所在地並びにその代表者の氏名

広島市中区基町10番52号

広島県

広島県知事 湯崎英彦

3 埋立区域の位置

広島県広島市南区出島2丁目3番9に接する無番地から同3番1を経て、同22番2に接する無番地に至る間の地先公有水面

4 埋立地の用途及び面積

用 途	変 更 前 の 面 積 (ヘクタール)	変 更 後 の 面 積 (ヘクタール)
ふ頭用地	25.4	26.0
保管施設用地	32.1	40.1
窯業・土石製品製造用地	1.4	1.4
産業廃棄物取扱用地	0.6	0.6
交流施設用地	10.7	10.7
業務施設用地	3.3	—
道路用地	16.5	9.4
軌道系交用地	1.0	—
交通機能用地	—	2.7

緑地	32.3	32.4
胸壁用地	0.4	0.4

5 埋立免許の告示の年月日及び番号

平成8年3月28日 広島県告示第367号

(平成8年3月19日付け指令港第221号で免許)